

京都大学教育研究振興財団助成事業
成 果 報 告 書

令和元年6月19日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会 長 藤 洋 作 様

所 属 部 局 法学研究科

職 名 教授

氏 名 安田 拓人

助 成 の 種 類	平成30年度 ・ 研究活動推進助成			
申請時の科研費 研究課題名	刑事事実認定に際し重視されるべき事情に関する刑法理論学的及び学際的 研究			
上記以外で助成金 を充当した 研究内容	なし			
助成金充当に関 わる共同研究者	助成金を分配した共同研究者はいない			
発表学会文献等	別添ファイルのとおり			
成果の概要	研究内容・研究成果・今後の見通しなどについて、簡略に、A4版・和文で作成し、 添付して下さい。(タイトルは「成果の概要／報告者名」)			
会 計 報 告	交付を受けた助成金額	1,000,000 円		
	使用した助成金額	1,000,000 円		
	返納すべき助成金額	0 円		
	助成金の使途内訳	費 目	金 額	
		図書	369,599	
		消耗品費	449,881	
国内旅費		180,520		
当財団の助成に ついて	(今回の助成に対する感想、今後の助成に望むこと等お書き下さい。助成事業の参考にさせていただきます。) 科研費・基盤(B)の申請が不採択となった状況で、この助成を頂けたことは大変ありがたく、この助成を受け て1年間の準備的研究を行ったことで、一定の成果を得ることができ、平成31年度における科研費・基盤(B) の採択の結果につながったものと思い、大変感謝申し上げたい。申請に必要な手続も容易で、成果報告書が 簡単なものでよい等、研究者のことを本当に考えた制度設計になっており、この点も大いに助かったように感 じる。今後も貴財団の助成が多く研究者を勇気づけ、基礎研究の下支えをしていって頂けるよう、切にお願 い申し上げたい。			

成果の概要 / 安田拓人

本研究は、「刑事事実認定に際し重視されるべき事情に関する刑法理論学的及び学際的研究」であり、刑法学者(安田のほか小池信太郎教授(慶應義塾大)、樋口亮介教授(東京大))、刑事訴訟法学者(酒巻匡教授(早稲田大))、精神医学者(岡田幸之教授(東京医科歯科大)、安藤久美子准教授(聖マリアンナ医科大))の協働のもと、刑事裁判の判決において重視されるべき事情を解明するためのプロジェクトであり、平成30年度においては、共同研究の形で、責任能力、量刑に関するテーマを中心に、3回の研究会を開催し、検討を行った。とりわけ3回目においては、研究協力者の裁判官から、裁判員裁判制度の導入により意識されることとなった刑事裁判のあり方に関する問題提起を受け、参加者で議論することにより、今後の研究の方向性につき示唆を得ることができた。

こうした意見交換を通じて、本テーマに関する問題意識を深化させたことにより、テーマ設定そのものも、「刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究」へとより明確化されるに至り、平成31年度の科研費・基盤(B)をこのテーマで獲得することに成功したのは、本助成による準備的研究の成果が認められてのことである。

発表学会文献等

- ・安田拓人「特殊詐欺において「だまされたふり作戦」が実行された後に、共謀のうえ受け子として加担した者についての詐欺未遂罪の共同正犯の成否(判例研究)」法学教室 451号 153頁
- ・安田拓人「被害者を連れ去る意図がなかった事案における未成年者略取(未遂)罪の成否(判例研究)」法学教室 453号 141頁
- ・安田拓人「被告人への妄信状態を利用した殺人の間接正犯の成否(判例研究)」法学教室 455号 144頁
- ・安田拓人「強姦・強制わいせつの犯行の様子を隠し撮り・録画したデジタルビデオカセットの犯罪供用物件としての没収の可否(判例研究)」法学教室 457号 134頁
- ・安田拓人「被害者を殺害後に姦淫する意思であった場合における(旧)強盗強姦未遂罪の成否(判例研究)」法学教室 459号 154頁
- ・安田拓人「危険運転致死傷罪の共同正犯の成否(判例研究)」法学教室 461号 160頁